

平成 24 年 10 月 24 日

監査役等への品質管理レビュー報告書等の開示について

日本公認会計士協会
副会長 森 公 高

品質管理レビュー制度について、ご理解、ご協力を頂きありがとうございます。平成 23 年の東京証券取引所・大阪証券取引所による有価証券上場規程等の改正に伴い、上場会社の監査人の要件が明確になり、品質管理レビューの結果として当協会が交付しているレビュー報告書及び改善勧告書に対して、上場会社の監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の関心が高まってきました。

これらの文書は、品質管理レビュー制度及びレビュー手続の理解等を前提として初めて正しく理解されるものであることから、当協会としては公認会計士・監査審査会への報告や品質管理審議会の閲覧に供する場合を除いて、第三者に開示することを予定していませんでした。しかしながら実務においては、品質管理レビュー制度の定着や有価証券上場規程の改正等を背景に、監査役等から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の通知（会社計算規則第 131 条第三号）に関連して、レビュー報告書及び改善勧告書の開示を監査人に要請する例が出てきております。

これらの文書自体は、そもそも監査事務所と当協会の両当事者のみで利用されるべきものであり、監査役等を含む第三者に開示することについては制限（相手方の承認）を設けるべきものです。レビューの現場でのコミュニケーション及び制度に関する当事者双方の共通の理解があつて初めて正しく内容を理解できるものであり、当事者以外の第三者にとってはこれらの文書の記載内容をいかに詳細に検討しても正しく理解されるものではありません。

レビュー報告書及び改善勧告書はこのように第三者への開示が制限される文書ですが、これをもって、品質管理レビューの結果に基づく監査役等とのコミュニケーションが禁止あるいは制限されるということではありません。これらの文書の内容に基づいて監査役等と品質管理の状況についてコミュニケーションを図ることは、むしろ奨励されることであるをご理解ください。「正本」あるいは「写し」という、レビュー報告書及び改善勧告書そのものの開示あるいは提供ではなく、これらの文書の要約あるいは該当部分の解説等で、監査役等に対し品質管理の状況について十分にご理解いただけるものと思われまふ。監査事務所の責任の下において、レビューの結果を要約し監査役に提供することは問題ありませんので、このような文書に基づき品質管理の状況について積極的にコミュニケーションを行い、監査役等とのより一層の信頼関係の構築を図って頂きたいと考えております。

なお、現状の規程では、) 監査役等の特定の第三者に開示する場合の事前承認を当協会に求めること、及び、) 開示対象を特定しない(不特定多数の第三者への)公表はこれを行わないことの2点を上場会社監査事務所部会登録時の「誓約書」及び「品質管理レビュー手続」において求めています。今後は、品質管理委員会規則において、原則として第三者に開示できない旨、開示する場合の手続き等を明確に定める改正を予定しています。

以 上

(参考)

1 .上場会社監査事務所部会登録細則(最終変更平成 24 年 8 月 31 日)様式第 2 号誓約書
十一 品質管理委員会規則第 12 条第 2 項に規定するレビュー報告書又は改善勧告書
について、第三者に開示する場合は事前に本会の承認を得ること。また、開示対象
を特定しない公表はこれを行わないこと。

2 . 品質管理レビュー手続(平成 24 年 8 月 30 日改正)

519 . 委員会は、会則第 131 条第 2 項に基づき、登録監査事務所に対する措置として、
品質管理レビュー報告書の概要を公表する場合を除き、品質管理レビュー報告書、改
善勧告書、改善計画書受理通知書、その他の品質管理レビューにおいて作成した文書
を公表してはならない。また、委員会は、公認会計士・監査審査会への報告、又は、
必要に応じて、審議会の閲覧に供する場合を除き、品質管理レビュー報告書及び改善
勧告書等の閲覧を許してはならない。監査事務所が提出した改善計画書等の文書につ
いても同様である。また、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書は品質管理委員会
と監査事務所との間の文書であり、委員会は監査事務所に対して次の事項を求めるこ
とができる。

監査事務所が、これらの書類を特定の第三者に開示する場合には、その理由及び
内容について委員会による事前の承諾を得ること

監査事務所が、不特定多数の第三者に公表しないこと